

D V 防止に関連する予算について（法務省・平成 20 年度）

20 年度予算（案）額

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

日本司法支援センターにおける被害者支援の実施

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介のほか、犯罪被害者等の援助に関する制度の利用に資する情報などを速やかに提供するとともに、民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。

2 人権擁護制度

「男女共同参画社会基本法」第 17 条の規定の趣旨を踏まえ、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、人権の擁護に関する事項を所掌する法務省の人権擁護機関として、同法の趣旨に反する人権問題に関する相談に適切に対処する。

(1) 女性の人権ホットラインの充実

5 百万円

男女共同参画社会基本法の趣旨に反する施策に対する苦情・人権問題に関する相談に適切に対処するため、平成 12 年度に全国の法務局・地方法務局に専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置したところであるが、この「女性の人権ホットライン」が一層活用されるように広報を行い、平成 18 年度からナビダイヤル化して、その相談体制の充実を図っている。

(2) 男女共同参画問題研修実施経費

11 百万円

人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いなどの人権侵害による被害者の相談に適切に対処するために必要な知識の習得を図るため、全国 8 箇所で開催研修会を実施する。

